

No.12 議会運営委員会に参加する会派の人数の緩和について

No.13 議会運営委員会の少数会派のオブザーバー参加について

【提案趣旨】

4人以下会派からも議会運営委員会に参加できるようにしてはどうか。また、規定を変更する前に、まずは少数会派のオブザーバー参加を位置づけ、委員長の判断で意見を求め、発言機会を設けるようにしてはどうか。

【関係規定】

地方自治法第109条

- 1 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。
- 2 略
- 3 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。
 - 一 議会の運営に関する事項
 - 二 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - 三 議長の諮問に関する事項
- 4～8 略
- 9 前各項に定めるもののほか、委員の選任その他委員会に関し必要な事項は、条例で定める。

委員会条例第4条

- 1 議会に議会運営委員会を置く。
- 2 議会運営委員会の委員の定数は、9人とする。
- 3 略

先例222

議会運営委員会は、各会派から選出される委員をもって構成するものとし、選出する委員の数は、次のとおりとする。

所属議員	5人～9人	1人
同	10人～14人	2人
同	15人以上	3人（定限）

会議規則

（委員外議員の発言）

- 第108条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。
- 2 委員会は、委員でない議員から説明又は意見の申出があったときは、その許否を決める。
 - 3 略